

佐賀県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年一月二十五日から平成二十三年二月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 藤川二丈線	唐津市七山白木字峠二四二〇番一地 先から 唐津市七山白木字峠二四〇三番七地 先まで	平成二三・一・二五